

鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業登録店舗募集要項

(目的)

第1条 この要項は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により市民生活に大きな影響が生じていることから、家計負担の軽減を図るとともに、市内消費を喚起するために実施する鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業に係る市内事業者の登録及び換金等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鬼まちペイ 鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行するプレミアム付デジタル商品券をいう。
- (2) 鬼まちクーポン 実行委員会が発行する給付型商品券をいう。
- (3) 市内事業者 登別市内において店舗又は事業所等を有し、事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 登録店舗 市内事業者のうち、「鬼まちペイ・鬼まちクーポン登録店舗承認申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）又は申請書に記載する内容を明記した電子申請により、実行委員会へ提出し、「鬼まちペイ・鬼まちクーポン登録店舗証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受けた市内事業者をいう。
- (5) 赤鬼ペイ 鬼まちペイ・鬼まちクーポンのうち、証明書の交付を受けた市内事業者の全てで使用可能なものをいう。
- (6) 青鬼ペイ 鬼まちペイのうち、証明書の交付を受けた市内事業者の一部（市内に本社又は本店を有する市内事業者）で使用可能なものをいう。
- (7) デジタル券 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの種類の一つ。券に印字された二次元コードを購入者のスマートフォン等で読み取ることで、専用のアプリケーションに券面金額が入金され、使用できるものであり、登録店舗の全てで使用可能なものをいう。
- (8) 紙券 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの種類の一つ。券に印字された二次元コードを商品券の取扱店がスマートフォン等で読み取ることで、券面金額分を使用できるもので、登録店舗のうち、本券に添付されている二次元コードを読み取ることができる店舗で使用できるものをいう。

(事業概要)

第3条 鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業の内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 鬼まちペイ

- ア 購入対象者 鬼まちペイの購入申請日時時点で登別市に居住している者
- イ 販売額 1口あたり5,000円
- ウ 額面 1口あたり6,000円
- エ 額面内訳 赤鬼ペイ：4,000円分

(全ての登録店舗で使用可能)

青鬼ペイ：2,000円分

(市内に本社・本店を有する登録店舗で使用可能)

オ プレミアム率 20%

カ 発行口数 60,000口

キ 発行総額 3億6,000万円(うち、プレミアム分：6,000万円)

(2) 鬼まちクーポン

ア 配付対象者 令和8年1月1日時点で住民基本台帳に記載されている者

イ 額面内訳 赤鬼ペイ：5,000円分

ウ 発行口数 42,800口(令和7年11月末人口42,798人)

エ 発行総額 2億1,400万円

(登録店舗の要件)

第4条 登録店舗は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす市内事業者とする。

- (1) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第22号)第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (5) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (6) 本要項に定める事項を遵守する者であること。

2 登録店舗のうち、紙券を使用できる店舗として登録する場合は、店舗営業時間中、常に紙券に印字された二次元コードを読み取ることのできるようスマートフォン等を有していなければならない。

(登録店舗の申請等)

第5条 登録店舗になることを希望する市内事業者(以下「登録店舗申請者」という。)は、次の期日までに申請書又は申請書に記載する内容を明記した電子申請により、必要書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

(1) 第1次募集 令和8年1月23日(金)まで

(2) 第2次募集 令和8年3月31日(火)まで

2 登録店舗申請者は、プラットフォーム構築業者へ同時申込することを、あらかじめ承諾した上で申込しなければならない。

3 市内事業者のうち、市内に複数の店舗等を有し、店舗等毎に登録店舗になることを希望する場合は、同条第1項各号に掲げる期日までに店舗等毎に申請書等を

実行委員会に提出しなければならない。

4 登録店舗の登録料は、無料とする。

(登録店舗の承認)

第6条 実行委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、登録店舗として承認し、証明書を交付するものとする。

(変更の報告)

第7条 登録店舗は、申請の内容に変更が生じた場合、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

(換金手続等)

第8条 第6条により承認を受けた登録店舗の鬼まちペイ及び鬼まちクーポンにおける換金は登録店舗の手続きなく、プラットフォーム構築業者より自動的に振り込まれるものとする。

2 換金方法は、振り込みにより行われるものとして、換金期日は実行委員会及びプラットフォーム構築業者が協議の上、別に定める期間とする。

3 その他、不正行為が発覚した場合は、換金を行わないこととする。また、換金支払後に不正行為が発覚した場合、既に支払い済の金額の返還を求めることができる。その場合、被害額等の損害賠償請求を行うとともに、司法当局に対して告発を行う場合がある。

(鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用期間)

第9条 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 鬼まちペイ：令和8年4月16日(木)から令和8年8月31日(月)まで。

(2) 鬼まちクーポン：令和8年3月1日(日)から令和8年8月31日(月)まで。

(鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用制限等)

第10条 鬼まちペイ・鬼まちクーポンは、次の各号に掲げる事項に使用することができないものとする。

(1) 土地や家屋の購入、家賃・地代及び駐車料等の不動産の支払い

(2) 出資や金融商品など有価証券等の購入

(3) 商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

(4) たばこ事業法(昭和59年8月10日第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(5) 現金との換金、金融機関への預け入れ及び債務の返済

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号第2条第5項)に規定する営業に係る支払い

(7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入

(8) 宝くじ、勝馬投票券等の購入や賭博行為

(9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- (10) 税金や国民健康保険料、水道料金、市指定ごみ袋の購入など、国や地方公共団体への支払い
- (11) 病院代、保険調剤の支払い
- (12) 保育料や月謝、報酬等の支払い
- (13) 登録店舗が指定する一部の商品の購入やサービスの提供による支払い
- (14) その他、実行委員会が指定するもの

- 2 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの払い戻しはできないものとする。
- 3 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの盗難、紛失又は滅失等に対し、実行委員会はその責任を負わないものとする。
- 4 鬼まちペイ・鬼まちクーポンにおける真偽の判定は、登録店舗で行うものとし、実行委員会はその責任を負わないものとする。

(登録店舗の遵守事項)

第11条 登録店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録店舗であることが分かりやすく伝わるよう、実行委員会から提供されたポスターを当該登録店舗に掲示すること。
- (2) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用を拒んではならないこと。ただし、赤鬼ペイのみを使用できる登録店舗に限っては、青鬼ペイの使用を拒まなければならない。
- (3) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの偽造等により不正使用の疑いがあるときは、鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用を拒否するとともに、速やかに実行委員会に報告すること。
- (5) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用を見込んで通常よりも高い価格を設定しないこと。
- (6) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用に際し、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- (7) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの取扱いに関し、実行委員会から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。
- (8) 実行委員会が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- (9) 登録店舗の情報(店舗名・所在地・電話番号等)を実行委員会事務局(登別市)の広報紙や市公式ウェブサイトのほか、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。

(個人情報の取扱い)

第12条 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの登録店舗に係る個人情報等については、本事業に係る事務処理のみに使用するものとする。

- 2 実行委員会が事業を委託する場合、受託事業者は実行委員会から提供された個人情報等を本事業に係る事務処理のみ使用するものとする。

(承認の取消し)

第13条 実行委員会は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又は本募集要項の

規定に違反したときは、登録店舗の承認を取り消すことができる。

- 2 実行委員会は、前項の規定により登録店舗の承認を取り消した場合においては、既に換金された金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要項は、令和7年12月23日から施行する。